

第20回山口県人権施策推進審議会会議録

注) 発言内容に影響しない範囲で語尾等を修正しました。

○開催日時：令和8年8月4日(火) 午前10時から11時30分まで

○開催場所：県庁共用第4会議室（本館棟4階）

事務局 開会3分前となりました。配布資料について、ご確認をお願いします。配布資料を一覧にしておりますので、不足等ございましたらお知らせください。

事務局 間もなく開会でございます、開会に先立ちまして、皆様方に会議の公開についてお諮りいたします。

本審議会は公開を原則としております。

審議の内容をまとめた議事録も公開とし、県のホームページにも掲載する予定としておりますので、議事録の作成に正確を期すため、審議内容については録音させていただき、また、会議の写真も撮らせていただきたいと思います。

また、一般の方や報道の方など傍聴ができることとなっております。今のところ傍聴人及び報道はいらっしゃいませんが、あった場合はご了承くださいと思いますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

ありがとうございました。

あわせて、本日の審議会の成立状況についてご報告を申し上げます。

本日は、委員15名中、13名の方が出席をされており、過半数を超えております。

よって、審議会規則第5条の規定に基づき、本会議が成立していることをご報告申し上げます。

それでは、ただいまから、「第20回山口県人権施策推進審議会」を開催させていただきます。

審議会の開催に当たりまして、山口県環境生活部長の山本毅がご挨拶を申し上げます。

環境生活 皆さん、おはようございます。環境生活部長、山本でございます。

部 長 それでは、第20回人権施策推進審議会の開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本日は、大変お忙しい中、そしてお暑い中、ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

また、改選後、初の審議会となりますので、委員にご就任いただきました皆

様方には、この場をお借りいたしまして、改めてお礼申し上げます。

さて、人権に関する総合的な取組を推進するための基本指針となります「山口県人権推進指針」につきましては、社会情勢の変化等を踏まえて、令和6年12月に改正したところでございます。

指針の改正にあたりましては、本審議会におきまして大変ご熱心なご議論、ご審議をいただき、内容の充実を図ることができたところでございます。

県といたしましては、今後とも、指針に基づき、「県民一人ひとりの人権が尊重された心豊かな地域社会」の実現に向けまして、人権に関する諸施策を推進してまいりますので、委員の皆様には引き続きご指導、ご支援のほどよろしくお願い申し上げます。

本日は、先ほども申し上げました通り、委員改選後初の開催となりますので、まずは会長及び副会長の選任をお願いしたいと存じます。その次に、指針に基づく人権教育、人権啓発の取組状況についてご報告させていただき、最後に、指針改正後に制定・改正された関係法令等の概要を説明させていただいた上で、指針の参考資料の変更についてお諮りすることとしております。

委員の皆様には、忌憚のないご意見、ご提言を賜るようお願い申し上げます。開会にあたってのご挨拶とさせていただきます。

本日はどうぞよろしくお願いいたします。

事務局 本日は、委員改選後初めての会議でございますので、議事に入ります前に、委員の皆様方を名簿に従ってご紹介申し上げます。
まず、今村孝子委員でございます。

今村委員 今村です。どうぞよろしくお願いいたします。

事務局 上田雅憲委員でございます。

上田委員 上田でございます。よろしくお願いします。

事務局 梶野晴彦委員でございます。

梶野委員 梶野です。萩からまいりました。よろしくお願いします。

事務局 川口泰司委員でございます。

川口委員 はい、よろしくお願いします。

事務局 高田晃委員でございます。

高田委員 よろしくお願いします。

事務局 鈴木朋絵委員につきましては、急遽、体調不良のためご欠席という連絡がありましたので、ご報告申し上げます。
続いて、寺本勝委員でございます。

寺本委員 寺本です。よろしくお願いいたします。

事務局 中藤晶子委員でございます。

中藤委員 中藤と申します。よろしくお願いいたします。

事務局 藤井一憲委員でございます。

藤井委員 藤井でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

事務局 藤本育栄委員でございます。

藤本委員 藤本です。どうぞよろしくお願いいたします。

事務局 船崎美智子委員でございます。

船崎委員 はい、船崎でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

事務局 三原久則委員でございます。

三原委員 はい、三原でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

事務局 宮原博之委員でございます。

宮原委員 宮原です。よろしくお願いいたします。

事務局 山本敏和委員でございます。

山本委員 山本でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

事務局 最後に、本日ご欠席でございますが、川村宏司委員をご紹介します。
続いて、事務局職員の紹介をさせていただきます。
環境生活部長の山本でございます。

環境生活 山本でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

部 長

事 務 局 環境生活部審議監兼人権対策室長の岡田でございます。

人権対策
室 長 岡田でございます。よろしくお願いいたします。

事 務 局 人権対策室次長の松本でございます。

人権対策
室 次 長 松本でございます。よろしくお願いいたします。

事 務 局 教育庁副教育長の根ヶ山でございます。

副教育長 根ヶ山でございます。よろしくお願いいたします。

事 務 局 人権教育課長の河村でございます。

人権教育
課 長 河村と申します。よろしくお願いいたします。

事 務 局 続いて、審議会規則第7条の規定に基づき知事が任命した幹事の課長でございます。

また、本日はその他、議題に関係する課の職員も出席しております。

氏名の方はお手元に配付しております出席者名簿の通りですので、時間の関係上、紹介は省略させていただきます。

それでは、議事に入らせていただきますが、先ほども申し上げました通り、本日は、委員改正後初の会議でありますことから、会長及び副会長が選任されておられません。

つきましては、議題1の会長及び副会長の選任については、事務局の方で議事を進行させていただきます。

会長及び副会長につきまして、審議会規則第4条の規定により、委員の互選により定めることとされております。

どなたか、ご推薦がありましたらお願いいたします。

船崎委員 はい。

事 務 局 どうぞ。

船崎委員 すいません。ありがとうございます。

今までのご経験もあったり、事務局の方からもぜひという方がおいででしたら、よろしくお願いします。私は、そのように思っております。

人権対策 事務局の方からということでしたので、事務局の方としましては、これまで
室次長 会長、副会長を務めてこられました高田委員に会長さん、今村委員に副会長さんを引き続きお願いできたらと思っております。

船崎委員 はい、ありがとうございます。

私も、今のご意見、高田委員さんとそれから今村委員さんにぜひお願いできたらという風に思っておりますので、よろしければ委員の皆さんのご賛同いただけたらと思います。

以上でございます。

事務局 ただいま高田委員さんを会長に、また今村委員さんを副会長にとのご推薦がありました。

いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

皆様のご賛同いただきましたので、会長は高田委員さんに、また副会長は今村委員さんをお願いすることに決定いたしました。

それでは、高田会長さん、一言お願いいたします。

高田会長 改めまして、高田でございます。

ただいま、皆様方のご賛同いただきまして、当審議会の会長を続けることとなります。大変な重責と思っておりますが、皆様方のご協力いただきまして大役を努めてまいりたいと存じますので、どうぞよろしくお願いいたします。

事務局 ありがとうございます。それでは、今村副会長さん、一言お願いいたします。

今村副会長 副会長を引き受けることになりました今村です。

本当に新たな気持ちで、そして、人権もどんどん基準が変わっていくとか、考え方も変わっていく中で、会長をしっかり補佐する気持ちで頑張りたいと思います。

どうぞよろしくお願いします。

事務局 ありがとうございます。

それでは、審議会規則第5条の規定により、会議の議長は会長が務めることとなっております。

高田会長さんには議長席へご移動いただき、今後の議事進行についてよろしくお願いいたします。

議長 それでは、議題 2、山口県人権推進指針に基づく取組につきまして、事務局からご説明をお願いしたいと思います。

人権対策 人権対策室次長の松本でございます。大変失礼ながら、着座にて説明させて
室次長 いただきます。

それでは、議題の 2、「山口県人権推進指針に基づく取組について」です。

議題の説明に先立ちまして、今回が初めてのご出席となる委員も多数いらっしゃると思いますので、まず、「山口県人権推進指針」について概要を説明させていただきます。お手元に配布しております、右肩に参考資料 1 とあります「山口県人権推進指針について」という資料をご用意ください。

まず、指針を含む全体像をご説明します。3 ページの指針の概念図をご覧ください。

1 番上に「日本国憲法」があり、そこから山口県人権推進指針へ矢印が到達しています。これは、指針が「基本的人権の尊重」という憲法の基本原則に則っていることを表しています。

また、指針は、「人権教育・啓発推進法」や「個別の人権関連法」の趣旨も踏まえながら策定されています。

さらに、教育委員会では、「教育基本法」や指針の趣旨を踏まえながら、「山口県人権教育推進資料」を作成しています。

そして、指針から大きな矢印が「人権に関する取組」という枠組みに到達しています。これは、指針が「人権に関する取組」の基本的な考え方を示すものであるということを表しています。

「人権に関する取組」の枠組みの中を見ると、指針のキーワードの下に、人権を尊重した行政であったり、相談・支援、分野別施策、人権教育・人権啓発といった県が行う指針の取組があり、その丸囲みの外に、市・町や県民、企業・団体、地域社会という記載があります。これは、キーワード、「自由」、「平等」、「生命」を手掛かりに、県だけでなく、市・町や県民、企業・団体、地域住民がそれぞれ主体的に、人権に関する取組を進めるということを表しています。

そして、こうした取組による最終的な目標を、1 番下にあります「県民一人ひとりの人権が尊重された心豊かな地域社会の実現」としています。

以上が指針を含む全体像です。

1 ページにお戻りください。

1 の「指針の趣旨と性格」についてです。

この指針は、「県民一人ひとりの人権が尊重された心豊かな地域社会」の実現に向け、幅広い人権課題への対応や、より一層の人権尊重を踏まえた行政の

推進など、人権に関する総合的な取組を推進するために策定したもので、人権施策推進に関し、総合的な施策推進の方向性や個別の方策等を示す基本指針であります。

次に、2の「人権をめぐる状況と課題」についてです。

国際連合は、昭和23年に「世界人権宣言」を採択し、人権の国際基準を示しました。その後、世界人権宣言を実効あるものとするため、「人種差別撤廃条約」など、多数の人権に関する条約の採択をはじめ、各種の宣言や国際年の設定など、人権尊重に向けて国際的な取組を続けてきました。

国においても、日本国憲法の基本的人権の保障を具現化するため、法制度の整備など、様々な取組が行われてきました。平成12年に「人権教育・人権啓発推進法」が制定され、人権教育及び人権啓発の推進は、国の責務と規定され、地方公共団体に対しても、国と連携を図りつつ、人権教育・人権啓発を推進するよう規定されました。その後も、様々な人権に関する社会問題の解決を図るため、個別の人権関連法の整備が行われています。

県では、平成14年に「山口県人権推進指針」を策定し、本指針に基づき人権に関する諸施策を総合的に推進してまいりました。また、平成18年には、人権に係る施策の推進に必要な事項についての調査及び審議を目的とする「山口県人権施策推進審議会」を設置し、本審議会における審議内容等も踏まえ、平成19年に指針の一部改定、平成24年、そして令和6年に指針の改定を行いました。

こうした取組により、県民の人権に対する関心が高まり、理解も深まってきておりますが、私たちの身近には、家庭における子供への虐待、学校におけるいじめや体罰、障害者や外国人に対する差別など、様々な人権問題が幅広く存在しており、様々な分野の問題などにおいて、人権課題が見受けられるところ です。

次に、3の「指針の基本理念、キーワード」についてです。

この指針においては、すべての県民が、家庭、地域、職場、学校、施設、その他あらゆる場において、人としての尊厳が損なわれることなく、自分の人格が尊重され、他人の人格を尊重して、自由で平等な生活を営むことができるよう、一人ひとりがかけがえのない生命の主体者であるという、人間尊重を基本的な考え方として、「県民一人ひとりの人権が尊重された心豊かな地域社会」の実現に向け、総合的に人権に関する取組を推進することを基本理念として示しております。

また、基本理念に基づいた取組を推進するために、「自由」、「平等」、「生命」の3つをキーワードとして諸施策を推進することとしております。

これら、指針の基本理念にある「人間尊重」や「自由」、「平等」、「生命」の3つのキーワードは、指針に基づく、人権に関する取組の象徴的な言葉であり、本県の人権施策全般を貫く考え方となっています。

次に、4の「施策の推進」についてです。

「人権を尊重した行政の推進」については、県が行うすべての業務は、何ら

かの意味で人権に関わりがある、人権と無関係の部署はない、ということをお話しして、職員一人ひとりが県民の人権尊重に視点を置いた取組を行い、人権尊重の視点に立つての業務の点検や見直し、情報公開の推進や個人情報の保護など、人権に配慮した取組の推進や職員研修の充実を図ることとしています。

「人権教育・人権啓発の推進」については、教育の果たす役割の重要性に鑑み、日本国憲法や教育基本法に則り、基本的人権が尊重されるよう、人権教育を推進することとしています。また、県民一人ひとりが、基本的人権を尊重し、様々な人権問題に対し、正しい理解を深めるとともに、県民の人権意識の高揚を図るため、幅広い啓発活動を積極的に推進することとしています。

「相談・支援体制の充実」については、相談機関相互の連携強化や、相談機関に関する情報提供の推進等により、相談体制の充実を図るとともに、男女共同参画相談センターによる一時保護や自立支援、障害者の就労支援などの取組を推進することとしています。

次に、「分野別施策の推進」についてです。

本指針では、男女共同参画に関する問題や子どもの問題など 16 の分野の施策の推進について、本編資料として一括掲載しています。個々の記載については、時間の都合上、ここでは割愛させていただきます。

次に、5 の「推進体制」についてです。

この指針の目指す「県民一人ひとりの人権が尊重された心豊かな地域社会」の実現のため、県民は、人権感覚を養うことや様々な人権問題を正しく理解するための自主的な取組を、地域社会は、様々な人権問題を地域で学び合うための活動などの自主的な取組を、民間団体等は、人権に関する啓発活動や相談活動などの自主的な取組を、企業は、企業内における人権尊重の確保と自主的・計画的な啓発活動の推進を、市町は、地域に密着した人権教育・人権啓発活動の実施や自主的な取組への支援等を、県は、国や市町等と連携した積極的な人権教育・啓発活動の推進や、市町や民間団体等の自主的な取組への支援等を、それぞれが果たすべき役割としてお示しし、相互の理解と協力の下に活動をしていく必要があるとしています。

また、県の取組体制としては、本審議会のご意見をお聞きしながら、人権に係る施策を総合的に推進していくこととしています。

なお、指針の冊子の巻末には、参考資料として、世界人権宣言や日本国憲法、後ほどご審議をいただきます人権関係年表や山口県人権施策推進審議会委員名簿などを掲載しています。

山口県人権推進指針の説明は以上です。

人権教育 それでは、私の方から人権教育の取組についてご説明をいたします。座って
課 長 失礼いたします。右肩、資料 1 とあります「人権教育の取組」という資料をご
準備いただきますようお願いいたします。

本県の人権教育は、この審議会でご協議をいただきました「山口県人権推進指針」に合わせまして、教育委員会において作成いたしました「山口県人権教

育推進資料」に基づいて推進をしております。

この推進資料は、平成 14 年の指針の策定以降、いくつかの資料の作成や見直しを経まして、平成 24 年の指針の改定に合わせて、県教育委員会において作成をいたしました。

そして、指針の令和 6 年の改定に合わせてまして、推進資料も令和 7 年 3 月に改定をいたしました。

次に、推進資料の概要についてご紹介をいたします。

この推進資料は、学校を中心とした学校教育や地域、職場、家庭を含めた社会教育における人権教育を推進するための基本的資料として位置付けております。

まず、「学校における取組」といたしましては、児童生徒の心身の成長の過程に即し、学校の教育活動を通して人権尊重の意識を高め、一人ひとりを大切にする教育を組織的、計画的に推進しております。

そして、「地域社会における取組」といたしましては、地域社会における人権尊重の意識と自主的な取組の高まりをめざしまして、市町教育委員会と連携を図りながら、職場を含めた地域社会における学習の機会の充実に努めております。

それぞれの取組の具体につきましては、次の 4 のところでご説明をいたしますが、その前に、この度の推進資料の改定の内容についてご説明をいたします。

今回の改定は、指針の改定に合わせてまして、教育庁関係各課で協議をいたしまして必要な見直しを行いました。その方針といたしましては、まず国の学習指導要領のこの間の変化、改訂に伴うもの、それから山口県教育振興基本計画、この内容を反映させたもの、そして社会情勢の変化に伴うもの、この 3 つとなります。

ここでは、今、お手元にお配りしております、この水色の推進資料、ございますでしょうか、ちょっとこれを使ってご説明をいたします。

まず最初、表紙をめくっていただきまして、「はじめに」のところですが、3 段落目の 2 行目の後半のところからですが、ここにですね、「平成 12 年（2000 年）12 月に『人権教育及び人権啓発に関する法律』が制定されたことを踏まえ」というのを加筆しております。これは人権教育の法的な根拠を示すものでございます。

この法律で、人権教育は人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動であるということを明確にしております。

次に、4 ページをお開きいただきますよう、お願いいたします。

ここでは基本的人権に関わる学びの図をお示ししております。この度、山口県の教育の特色を反映させて改定をしましたのが、本県では、人づくりと地域づくりの好循環の創出というのをめざしまして、コミュニティ・スクールと、家庭、地域住民、企業・大学等との連携・協働によって郷土への誇りや愛着を育むとともに、子どもの豊かな学びや育ちを実現していく教育、これを重視して行っております。そうした本県教育の特色を生かしまして、コミュニティ・

スクールを核として、学校と家庭、地域住民、企業・大学等との連携、協働のもとに、人権教育が様々な場を通して取り組まれる、ということを示しております。

次に、8ページをお開きいただきますよう、お願いいたします。（１）のイのところをご覧くださいようお願いいたします。「人権を尊重した生徒指導・キャリア教育の充実」というところです。

ここでは、3つ目の点項目になりますが、児童生徒の様々な悩みや不安に対して、「丁寧な関わりと観察」を通じて、児童生徒の心身の変化を的確に把握するとともに、生活アンケートや教育相談等を踏まえ、ＩＣＴの活用も含めた適切な支援を行う体制を整えるとしております。併せまして、1番下、5つ目の点項目ですけれども、児童生徒一人ひとりの成長の過程を的確に把握し、将来の夢や目標をもつことに加え、「働くこと」の実際につながるような支援を行うことを加筆しております。

そのため、9ページ（２）のアのところですが、「主体的・対話的で深い学びを形成するための手法等の創意工夫」といたしまして、現在、学校で重視しております主体的・対話的で深い学び、この手法が人権教育の推進においても重要視されるべきと示しております。中でも5つ目の点項目では、児童生徒が、情報を主体的に捉えながら何が重要かを考え、見出した情報を活用しながら、他者と協働し、新たな価値の創造に挑む上で必要な情報活用能力を育てるとしています。これは、タブレット端末をはじめとするＩＣＴを活用しながら主体的に学び、自他の人権を大切にしながら、情報を適切に活用する資質・能力を一層高めることの重要性を示したものです。

このように、生徒指導、キャリア教育、学習指導など、あらゆる教育活動で人権教育が基盤となり、それぞれの人権尊重の視点を育てながら活動の充実を図っていくこととしております。

1枚めくっていただきまして、11ページでございます。

社会教育に関する内容といたしましては、1の「支援体制等の整備・充実」のところ、（３）家庭、地域社会への情報提供の充実のところ、ＳＮＳを加筆しております。人権教育課でも、教育委員会のＳＮＳ、ふれあい夢通信というのを発行しております、人権教育に関する取組を県民の皆さんに広く情報発信をしているところです。

その次のページ、12ページです。（５）の「家庭教育に関する相談体制など、支援体制の整備・充実」のところでは、相談体制については、専門機関に関する情報が各家庭に周知され、相談窓口で十分な対応ができることが大切としておりまして、専門機関による相談支援の充実を掲げております。

ただいまご説明いたしました山口県人権教育推進資料と、そして山口県人権推進指針については、公立、私立を問わず全ての教職員に配布をして周知を図っているところです。

それでは次に、人権教育の取組についてご説明をいたします。資料1の4番になります。

まず、学校教育におきましては、「人権尊重の意識を高め、一人ひとりを大切にする教育の推進」といたしまして、学校の各教科や特別活動の授業における人権教育を推進する上で、教職員が参考となる指導資料の提供を行っております。教職員が人権課題に関する新たな知見を取り入れながら、授業展開に反映させることができるようにしているところです。

また、県教委では、児童生徒を対象に、人権に関するポスター作品の募集を行っております。毎年 1000 点以上の応募がございます。優秀作品をポスターやデジタルサイネージといった各種広報媒体を通じて紹介をしております。作品に取り組むことを通しまして、児童生徒が人権尊重について考え、そして広報を通して、人権意識の向上を図っているところです。

次に、「教職員研修の充実」についてです。すべての公立学校には、各学校に人権教育担当教員というのを位置づけております。この人権教育担当教員を対象とした研修会と各学校の管理職を対象とした研修会につきましては、毎年 1 回、全員、全県の対象者を全員必ず受講する研修として実施をしております。この研修会の内容は、各学校の校内研修を通じまして、各学校の教職員に伝わるようにしております。

加えまして、新規採用教職員、教職経験 6 年次の教員、中堅教員など、それぞれ経験に応じた研修を行っております他、各学校のテーマに沿った研修を実施しております。

こうした研修を通して、教職員が人権意識の意義や理念について深く理解すること、様々な人権課題に対する正しい認識をもつこと、さらに児童生徒や保護者からの相談に適切に対応できるようにしているところです。

「人権に関する資料の整備と活用の促進」につきましては、毎年、県立山口図書館に視聴覚資料、DVD の整備を行っております。各学校の授業だけではなく、教職員研修でも活用されているところです。

次に、（２）社会教育についてです。

まず、「地域社会における自主的な取組への支援」といたしましては、市町等が開催する研修会に対しまして、県からの補助を行ったり、財政的な支援を行っております。この数年、市町におけるその研修講座の参加人数が増加をしております。人権への関心が高まってきているものと考えております。また、学校、家庭、地域社会が連携・協働した取組につきましても、県内の各公立学校がコミュニティ・スクールとして、児童生徒が多様な人と関わる活動の中で実施をされております。

次に、「人権教育指導者の養成」といたしまして、地域社会の中核として活躍できる指導者の養成を年間を通して継続的に行っております。この中では、人権課題に対する理解だけではなく、例えば DVD の視聴、それを活用して、その後の効果的な研修の組み立て方ですとか、人権に配慮した講座の運営方法など、実践的な技能を習得する研修も行っております。各市町における講座の充実を支援しているところです。7 月にやまぐち総合教育支援センターで行いました社会教育の担当者の研修講座には、事業所の人権担当の方にもご参加を

いただきました。

さらに、「人権に関する資料の整備と活用の促進」につきましては、今後も市町との連携を強めながら、地域社会や事業所で活用できる有益な研修資料の提供や研修講座の充実に努めてまいります。

以上、人権教育の取組についての説明を終わります。

人権対策 続きまして、人権啓発の取組についてご説明させていただきます。右肩に資料 2 とあります「人権啓発の取組について」という資料をご覧ください。

県では、先ほど説明しました「山口県人権推進指針」に基づきまして、県民一人ひとりが、基本的人権を尊重し、様々な人権問題に対し、正しい理解を深めるとともに、県民の人権意識の高揚を図るため、幅広い啓発活動を積極的に推進しているところです。

(1) 年間を通じた取組についてです。

まず、山口県人権推進指針の周知を図るため、令和 6 年 12 月改訂版の冊子とパンフレットを作成し、国・市町といった行政機関、小中高などの学校関係、県内の各種団体や社会福祉施設などに送付しております。

併せて、県政出前トークや市町の人権研修など、様々な機会を通じて配布し、ご活用いただいているところです。

また、県民の人権意識の高揚を図るため、「人権啓発ポスター」を作成し、行政機関、学校、各種団体や社会福祉施設など、県内各所に 5700 部、配布しております。毎年、県内の恒久的な自然風景を背景に作成しております。今年度のポスターは、防府市大平山を背景に、指針の基本理念である「人間尊重」や 3 つのキーワードを視覚的に訴えるデザインとなっております。

さらに、テレビやラジオの広報媒体を活用し、指針の基本理念や 3 つのキーワードをテーマにした、スポット CM の放送を行っております。

こうした取組に加え、毎年、法務局や人権擁護委員と共同で、スポーツ組織と連携した啓発活動にも取り組んでおります。昨年は、長門市を拠点に活動する女子ラグビーチーム「ながとブルーエンジェルス」との連携によるスポーツじんけん教室を開催するとともに、レノファ山口の試合会場での啓発活動を実施しました。

その他、県ホームページで、人権問題に関する情報や県の取組、市町の人権啓発行事の情報なども発信するほか、研修や啓発イベント等で活用できる啓発ビデオやパネルを整備し、市町の研修会等でもご活用いただいているところです。

資料の裏面をご覧ください。人権啓発月間及び人権週間の取組についてです。

ご承知の通り、12 月 10 日は、世界人権宣言が国連で採択された「世界人権デー」です。国においては、人権デーを最終日とする、12 月 4 日から 12 月 10 日の 1 週間を「人権週間」と定めており、県では、12 月を「人権啓発月間」に設定し、人権問題への理解を深めるための様々な取組を重点的に実施しています。

具体的には、人権週間においては、週間用のテレビ・ラジオのスポット CM の放送を行うほか、山口地方法務局や人権擁護委員連合会と連携し、大型商業施設等での街頭啓発を行っています。

また、県及び県教委では、毎年、児童生徒を対象とした人権に関するポスターを募集しており、小中高、それぞれの最優秀作品のポスターを作成して、公共機関や各種団体に配布し、県内各地の JR 駅舎に掲示するなどして、基本的人権について、関心と理解を深めていただくよう取り組んでおります。

その他、県立図書館において、個別の人権問題に関する各種啓発パンフレットの展示・配布を行うとともに、市町の啓発活動を支援するため、啓発グッズの提供も行っているところです。

(3) 人権ふれあいフェスティバルの開催についてです。

県民の方々に人権問題を身近に考えていただく場を提供することを目的とした、全権的な人権啓発イベントとして、「人権ふれあいフェスティバル」を開催しています。人権啓発月間である 12 月に開催しており、昨年は 12 月 20 日土曜日に、下松市の「スターピアくだまつ」で開催いたしました。

主な内容といたしましては、タレントのスマイリーキクチさんに、「言葉の責任 ネットの被害者・加害者にならないために」と題して、ご自身のネット中傷被害の経験から、ネット犯罪の恐怖やその対策についてご講演をいただいたほか、先ほど説明しました人権に関するポスター、児童生徒募集作品の表彰、法務局が行っている人権作文コンテストの表彰や優秀作品の朗読、人権問題に関わるパネル・資料の展示や、さらには、開催市である下松市の企画として、地元下松市の書道アーティスト雅宵さんによる「書パフォーマンス」、下松市東陽小学校の山縣校長先生による人権教育の実践発表や福祉の市など、幅広い年代の方々に参加をしていただくための工夫を凝らしながら実施したところです。

人権啓発の取組についての説明は以上です。

議長 ありがとうございます。山口県人権推進指針に基づく取組につきまして、山口県人権推進指針、あるいは人権教育の取組について、また、ただいま人権啓発の取組について、各部署の方から資料ごとに詳しくご説明をいただきました。ありがとうございます。

ただいまのご説明につきまして、何かご意見、ご質問等ありましたら、委員の皆様からお願いをいたします。

特にありませんでしょうか。

特に無いようですので、ただいまご説明をいただきました内容に従いまして、今後とも効果的な人権教育や人権啓発に努めていただきたいと存じます。

それでは指針に基づく取組については、ここで。

皆様、よろしいでしょうか。

じゃあ、川口委員、どうぞ。

川口委員 はい。ちょっとたくさん説明があったので、どこから行ったらいいか、悩みました。

人権啓発の取組なんですけども、今 CM でテレビスポットと人権週間とかされてると思うんですけども、最近他府県では YouTube 動画、短い YouTube 動画を配信してやってるところも見受けられます。新潟県とか兵庫県なんかもそうなんですけども、YouTube 動画というのも結構最近の主流になってるかと思います。

その辺、あのテレビスポットだとすごく予算がかかると思うので、県の YouTube チャンネルがあるなら、そこでショート動画を作って、個別の人権課題なんかの理解が深まるような発信なんかも非常に重要じゃないかなっていう風に思っています。

で、提案としては、例えば、県が自ら作るのが大変であれば、人権ポスターとかね、募集してるように、人権動画の募集と、3 分以内、10 分以内とかね、決めて、テーマもこの県の指針にある十何課題なんかでしてみるとか、そこで、優秀ないいものは県の YouTube チャンネルで配信をするなどすれば、より作る側も労力少なくていいですし、逆に参加型でいろんな当事者の視点とか、それぞれ専門性を持った方の視点なんかもいいと思いますので、そういう新しいメディアを使った発信で県の取組をすると、参加型の、っていうのは検討してみたらどうでしょうかっていうのが 1 つの提案です。

今の 1 点目、啓発で YouTube というのを使うと。その時に、例えば県民から募集をして良いものを配信するっていうのがいいんじゃないかというのが、1 つです。

で、もう 1 個、人権週間の取組で、新山口駅にデジタルサイネージ、山口市が設置してる大きなものがあるんですね。で、私たちもちょっと使わせてもらったことがあるんですけども、例えば、ああいった市町村とか県が持つてものとかの大きなデジタルサイネージなんかで、この週間の時にポスターを貼るっていうのもそうですけども、お願いして取組をしてもらおうということも 1 つ方法としてあるんじゃないかなというのが 2 点目です。

デジタルサイネージの活用ですね。大きなやつですね。僕もちょっと県内どれだけあるかわからないんで、下関であったりとか周南であったりとか、多分それぞれ市も作ってるとか、企業さんが作ってるのもあると思うんで、そこを活用させてもらおうっていう形でこの週間等を周知すると。

で、3 点目が防災と人権。今、熊本地震が起きてますけども、この間、東日本大震災、能登も含めて、様々な災害時にマイノリティ、外国人に対するデマが流されたりとか、窃盗団が現れて、それが外国人であるとか、様々な障害を持つての方、聴覚障害の方、視覚障害の方とか、いろんな障害者がやっば取りこぼされたり、車中泊の問題等もありましたね、であったり、トランスジェンダーの方がどうしてもその男女に分けられる中で、自分の名前が男の名前だけど女性としてきて、そこでアウティングになってしまったりとか、様々な面で

苦勞をしたりとか、この災害時における人権課題ってのは、もうかなり教訓化されてきてるんですよ。

毎度毎度っていうか、有事ではなくて、平時の時に、それぞれの当事者団体やいろんな方からの教訓から、先駆的な好事例ですね、なんかを共有しながら、県の防災関係のマニュアルや市町村が行う防災関係のマニュアル等にも、平時の段階から、こう、審議会等でも議論したりとかね、するという、「防災と人権」っていうものを、もうちょっとこう、取り組んでいくということが重要じゃないかなと思ってましたので。

啓発に関しても、例えばそういう防災と人権をテーマにした講演会をすることとか、市町村を集めて一緒に議論することとか、ちょっと人権政策と、広くなりますけども、その点で、ちょっと私自身の問題意識としては、防災と人権っていうところをしっかりと取り組む必要があるんじゃないかなという風に思ってます。

以上、3点です。

議長 ありがとうございます。

私がちょっと先走りまして申し訳ありません。

今、川口委員の方から3つご提案いただきました。

まず最初に、人権啓発について、YouTubeなんかを活用してはどうかというご提案でしたか。

2番目は、人権週間について。各種のデジタルサイネージを活用してポスター掲示なんかをした方が周知できるのではないかとということで、3番目が「防災と人権」という風なことで、発災時の人権の対応、平時からの対応が必要じゃないか、またそのような準備をどのように進めていくのかというご指摘をいただきました。

事務局の方でご回答があればお願いいたします。

人権対策 室次長 まず、YouTubeの活用ということでございましたけれども、今現在はですね、テレビCM等を作成した動画等については、例えば人権週間中、YouTubeにあげて見れるようにしているとか、そういった活用は取り組まさせていただいてるところでございますけれども、まだまだ視聴回数が伸びているとかいう状況ではございませんので、SNSの活用につきましては、非常に、特に若い世代に対して効果があると考えておりますので、今後また工夫してまいりたいと思っております。

それから、デジタルサイネージの活用についてでございますけど、これにつきましてはまたちょっと別の場でも川口委員の方からもありまして、現在、週間等につきましては、県の公共施設にあるデジタルサイネージの活用っていうのは、させていただいているところです。

また、先ほどあった新山口駅ですかね、こちらの方もですね、県では、直接ではないんですが、一緒に取り組んでいる山口市さんの方でやっていただいているという話も聞いております。

今後とも、デジタルサイネージの活用については、活用してまいりたいと考えております。

それから最後に、「防災と人権」に関してですけれども、確かに近年話題となってるというところもありますので、今後、人権研修の実施の際ですとか、今年はまだちょっと準備が進んでますけども、人権フェスティバルの講演等の演題を考える際にまたちょっと検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長 はい、ありがとうございました。YouTube 等の利用については、テレビ CM も、また SNS も積極的に活用していきたいということでしたが、最近の若い方々はテレビはほとんど見られませんか、テレビ CM が放映されて、どこまで若い世代に見えていただけるかっていうのはあるだろうなと。

私自身も熊本震災の関係でニュースを見ますけど、それ以外の番組見たことありませんので。で、ほとんど YouTube を見て、ただ、YouTube はかなりリテラシーが高くないと、嘘も本当もいっぱいありますので、これ慎重にご検討いただく必要があるんじゃないかなという風なことは思いました。

また、そういう人権週間について、またそういう様々な掲示方法については状況報告をいただきました。

そして、防災については、またそういう人権週間等でまたそういうテーマ等も検討していくということ、ご回答いただきましたけど、川口委員の方で何かご質問等あれば。

川口委員 啓発はもちろんそうなんですけど、防災と人権の研修会とかね。

あの県の防災の多分計画とか、市町が持っている防災の計画とか、マニュアルがあると思うんです。避難所運営マニュアルとか、多分高齢者問題や障害者とか、それぞれ所管庁から様々な多分配慮のことは置いてると思うんですよね。それを総合的にまとめたものというものをやっぱり議論したいし、私たちも、この、それぞれ専門の立場で来てますから、子どもであったりね、発達障害であったりとか、いろんなケースがありますから、一度その防災担当課があると思うんですよね。そこも含めてどういうものを作ってるか。

縦割りな分、持ってるということ、持っていないとことがありますから、例えば外国人の方に対しては優しい日本語を使ったりとか、多言語対応であったりとか、様々なマイノリティの課題があると思うから、それを 1 回、こう、防災計画とかね、もうちょっと県の柱となるようなものでちょっと検討してみたりとか、私たちも議論したいし、というところの提案です。

啓発と同時に、そういう防災担当課と人権のそれぞれが関わる部署、皆さんで、一体今、県の防災マニュアルとか計画の中にどうなってるのか、っていうところ。

そして県民の意見を聞けるような議論だったり、そういう方針ですよね。おそらく先駆的な自治体もあると思うんで、好事例が。そんなのを参考にしながら

ら一緒に議論をしたいなと思ってます。その辺の取組をお願いしたいと思います。

議 長 はい、ありがとうございました。
事務局の方で、ただいまのご質問、何かご回答あれば。

人権対策 防災マニュアル等の整備等につきましては、防災担当課の方と連携をいたし
室 次 長 まして、相談しながら対応してまいりたいと思っております。

議 長 はい、ありがとうございました。現在は、熊本地震のことがありますので、
大変そういう部分での機運は高まっておるという風に思いますが、平時の段階
からそういう多機関との連携を密にさせていただいて、その辺のところを準備し
ていただけるといいんじゃないかなという風に思います。
その他、何かご意見。
はい、今村委員。

今村委員 さっき川口委員から人権に対して、YouTube の話で県民参加っていうのがあ
りましたが、本当にごめんなさい、大事なことだと思います。
で、警察等では、例えば詐欺の講師とかに、高校生が色々参加して YouTube
作ったりとかあることもあるので、できればやっぱり県民参加っていう意味で、
1 番大事な時期の、中学生は少し難しいかもわからないけど、高校生あたりで、
そういうもの、何かのクラブでもいいですけど、そういうことで、ちょっと声
かけしてみて、やってみようかっていう、そういうクラブとかあったら、そう
いうところにでもお声かけすると、意外になんて言うんですかね、切り口の違
う人権の考え方とか、これが必ずしも県の施策に合ってるかどうかは、まず別
ではあるかもわかりませんが、まずそういう取っかかりを作っていくっていう
のは、いろんな意味で若い人に対しての啓発、あるいは若い人から発信してい
く力をつけるにはいい方法かもわからないなと、改めて思ったことがあります
ので、ちょっとご提案してみました。

議 長 今村副会長、ありがとうございました。
YouTube に関連して、中高生への声かけっていうので、確かにもう中高生、
若者に働きかけるのはテレビではやっぱり限界があると思いますので、いずれ
にしても YouTube を有効に活用いただきたいなという風に思いますが。
なんか事務局の方でその点について何かご意見があればお願いしたいと思います。

人権対策 ありがとうございます。ご意見もいただきましたので、SNS の活用につきま
室 次 長 しては、今後ともちょっと検討してまいりたいと思います。

議長 ありがとうございます。その他、ご意見おありの方おられませんでしょうか。

よろしいでしょうか。それでは、今度こそ、色々貴重な意見をいただきましたので、ただいまいただきましたご意見を十分参考にさせていただいて、今後のそういう施策に取り組んでいただきたいという風に思います。よろしくお願いいたします。

では、特に無いようですから、議題の3の指針の参考資料に関わる変更について進めたいと思います。

事務局の方から、ご説明をよろしくお願いいたします。

人権対策 それでは、指針の参考資料の変更についてご説明をいたします。

室次長 指針の参考資料のうち、「人権関係年表（国内の取組）」について、令和6年12月の指針改定以降に制定・改正された法令等を追記させていただきます。

また、「山口県人権施策推進審議会名簿」についても、委員の変更がございましたので、追記等させていただきます。

これらの変更については、審議会の審議事項となっておりますので、お諮りをするものです。

それでは、まず、年表に追記する法令等について概要を説明させていただきます。右肩に「参考資料2」とあります、「関係法令等の概要」をご覧ください。

まず、表紙を1枚めくりまして、1ページ「旧優生保護法補償金等支給法」です。

この法律は、旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた方々に対する補償金等の支給に関し必要な事項等を定めた法律で、昨年1月に施行されています。資料の「背景・趣旨」のところにあります、令和6年7月3日の最高裁判決で旧優生保護法が憲法違反であるとされたことを受け止め、概要にありますように、法の「前文」において、『国会及び政府は、特定疾病に係る方々を差別し、生殖を不能にする手術を強制してきたことに関し、日本国憲法に違反する立法行為を行い及びこれを執行し優性上の見地からの誤った目的に係る施策を推進してきたことについて、深刻にその責任を認め深く謝罪する』とし、補償金の支給等について規定しています。

次に3ページ「情報流通プラットフォーム対処法」です。

この法律は、誹謗中傷等のインターネット上の違法・有害情報に対処するため、大規模プラットフォーム事業者に対し、対応の迅速化や運用状況の透明化に係る措置を義務付けるとともに、法律の題名を、「プロバイダ責任制限法」から「情報流通プラットフォーム対処法」と改めたものです。昨年4月から施行されています。

裏面、4ページがその概要で、大きく3つの内容が規定されています。

まず、「プラットフォーム事業者等の免責要件の明確化」として、権利侵害された投稿について、事業者が削除する場合、あるいはしない場合の免責要件

を規定しています。

また、2つ目の「発信者情報の開示」として、投稿した相手を特定して損害賠償請求を行うことができるよう、発信者の情報を開示請求できる権利等を定めています。

3つ目として、「大規模プラットフォーム事業者等の義務」として、削除申出窓口の整備・公表や、削除基準の策定・公表などを規定しています。

現在、大規模プラットフォーム事業者として、YouTube や Facebook、Instagram などのサービスを提供している事業者、9社が指定されています。

続いて、5 ページ「人権教育・啓発に関する基本計画(第二次)」です。

「人権教育・啓発に関する基本計画」は、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律に基づき、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、国が策定している計画です。

平成 14 年に策定された一次計画について、策定後の社会経済情勢の変化や国際的潮流の動向を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策の更なる推進を図るための見直しを行い、昨年 6 月に第二次計画を策定したものです。

計画の構成は、一次計画が踏襲されており、第 3 章の「人権教育・啓発の意義・目的」から、基本的在り方、裏面、第 5 章の推進方策等となっており、主な変更点は、第 2 章の国際的潮流の動向に「ビジネスと人権」に関する記載が追加されたことに加え、7 ページ以降にある「各人権課題に対する取組」に関して、まず、「インターネット上の人権侵害」を各人権課題に横断的な課題として整理したこと、8 ページになります、「ク 本邦外出身者に対する不当な差別的言動」、いわゆる「ヘイトスピーチ」と「セ 性的マイノリティの人々」の 2 つを、個別の人権課題に追加したこと、「感染症の患者等」から「ハンセン病患者・元患者及びその家族」を独立させたこと等となっています。

続いて 9 ページ「「ビジネスと人権」に関する行動計画(改訂版)」です。

国際的な「ビジネスと人権」の理念に関する意識の高まりを背景に、令和 2 年に「『ビジネスと人権』に関する行動計画(2020-2025)」が策定されており、昨年 12 月にその改訂版が策定されたものです。

改定版では、「ビジネスと人権」の観点から日本が取り組むべき優先分野として、10 ページに示されている 8 分野を特定し、それぞれに関する今後の政府の取組方針や各種施策が明示されるとともに、日本企業が、その規模、業種等にかかわらず、国際的に認められた人権等を尊重し、関連する国際的なスタンダードを踏まえ、人権尊重の取組に最大限努めることへの期待が表明されています。

続いて 11 ページ「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する基本的な計画」です。

令和 5 年に施行された、いわゆる L G B T 理解増進法に基づく基本計画として、本年 6 月に策定されました。

この計画では、第 1 章で「性的指向及びジェンダーアイデンティティ」、「SOGI」と呼称しますが、その多様性に関する国民一人一人の理解を深めることにより、

性的マイノリティもマジョリティも安心して生き生きと人生を送ることができる社会の実現を目指す」とし、「SOGI の多様性に関する理解増進施策は、全ての国民が、その SOGI にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、SOGI を理由とする不当な差別はあってはならないものであるとの認識の下に、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを旨として行われなければならない」と記載されています。

また、裏面 12 ページに、施策の基本的考え方と講ずべき施策がありますが、関連分野の知見の把握と共有といった「学術研究」や、地域や家庭における啓発活動、国民一人一人の人権意識を高めるための啓発活動による「知識の着実な普及」、「相談体制の整備」といったことが挙げられています。

続いて 13 ページ、「労働施策総合推進法等の一部改正」についてです。

改正の趣旨にありますように、「多様な労働者が活躍できる就業環境の整備を図るため、ハラスメント対策の強化、女性活躍の推進、治療と仕事の両立支援の推進等の措置を講ずる」もので、労働施策総合推進法、男女雇用機会均等法、女性活躍推進法の 3 つの法律が改正されています。

近年、社会的にも話題を集めている「カスタマーハラスメント」、いわゆるカスハラ防止を事業主に義務付ける改正が、本年 10 月 1 日に施行されます。カスタマーハラスメントとは、職場において行われる顧客等の言動であって、社会通念上許される範囲を超えたものにより、労働者の就業環境が害されるものを言います。

これまでも、職場でのセクハラやパワハラなどの防止が事業主に義務づけられていましたが、顧客からの過度な要求という新たな課題に対応したものです。また、女性活躍推進法の有効期限延長を含む女性活躍の推進や、治療と仕事の両立支援に関する事業者の努力義務などに係る改正は、既に施行されています。

最後に、15 ページ、「こども性暴力防止法」です。

この法律は、こどもに対する性暴力がこどもの権利を著しく侵害し、生涯にわたり心身の発達に深刻な影響を与えるものであることから、学校設置者や認定を受けた民間事業者に、児童を対象とした性暴力等の防止を講ずることを義務付け、こどもの心身の健全な発達に寄与することを目的とする法律です。

対象となる事業者に求められる措置としては、被害の早期把握のための面談、相談体制の整備に加え、従事者の性犯罪前科の有無の確認、性暴力のおそれがある場合に防止策を講じること、といった安全確保措置や、性犯罪前科等の情報の適正な管理などの情報管理措置が規定されています。

令和 8 年 12 月 25 日の施行に向け、法の周知や事業者の体制整備などが進められているところです。

以上、年内に施行が決定している 2 つの法律を含め、7 つの法令等について、資料 3 ①のように、年表の方に追記したいと考えております。

今一つの、審議会委員名簿につきましては、資料 3 ②のように、委員の変遷を反映したいと存じます。個々の変更についての説明は省略させていただきます。

す。

参考資料の変更についての説明は以上となりますが、なお、今回、ご承認をいただけましたら、年明けに指針を増刷する際に変更を反映し、巻末の奥付けに入れております直近の改訂年月の後ろに「第2刷」と入ることになりますので、申し添えます。

以上、よろしくお願いいたします。

議長 はい、ありがとうございました。事務局の方から、指針、参考資料に関わる変更についてご説明をいただきました。

まず最初に、人権関連年表につきまして、何かご質問、ご意見等ありますでしょうか。

参考資料2を基に、大変詳しくご説明をいただきましたけど、何かご意見等あればお願いします。

よろしいですかね。無いですね。それでは、資料3の人権関係年表につきまして、この変更でご承認をいただけますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございました。ご承認いただきましたので、この年表でよろしくお願いいたします。

次に、資料3の②ですが、委員名簿につきまして、ご確認をいただきまして、何かご質問、ご意見等ありましたら。

特になければ、この名簿に関しましてはご承認をいただけますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございました。では、ご承認をいただきましたので、この名簿に変更をよろしくお願いいたしますと思います。

年明けの増刷の時に、そのような対応していただくということになりますので、この件につきましてもご承認をいただきたいと思います。

特にご意見なければ、こんな方向で、事務局の方で進めていただきたいという風に思います。

よろしいでしょうか。何かご意見あれば。

特に無ければ、このような形でよろしくお願いいたします。

それでは、議題の4のその他に移ります。事務局の方から何かあればお願いいたします。

人権対策 室次長 それでは、事務局からは、毎年12月に開催しております「人権ふれあいフェスティバル」について、お知らせさせていただきます。

今年度の「人権ふれあいフェスティバル」につきましては、12月19日の

土曜日に、防府市の「アスピラート」で開催いたします。

人権講演に加え、人権に関するポスターやパネルの展示、作文コンテスト優秀作品の朗読、さらには、地元市によりますアトラクションや福祉の市など、幅広い年代の方に参加していただけるよう、準備を進めているところです。

開催前には改めてご案内させていただきますので、委員の皆様には、お忙しいとは存じますが、ご参加いただければ幸いです。

事務局からのお知らせは以上でございます。

議長 ありがとうございます。

ただいまの事務局からの「ふれあいフェスティバル」につきまして、何かご意見等あればお願いしたいと思いますが、特に無ければ、ぜひ多くの方のご参加をお願いしたいという風に思います。

その他、議題4で、その他各委員の方から何かありますでしょうか。

川口議員、どうぞ。

川口委員 はい。2点ありまして、先ほどいろんな法律がやっぱ変わってきて説明いただきましてありがとうございました。勉強になりました。

私からは2点なんですけど、1つが、資料の10ページのところですかね、さっきもいただいた、いろんな法律の、ビジネスと人権に関わる件です。

今、企業なんかでも必死になって、このビジネスと人権、人権方針を作って取り組んだりとか、取引先にもしっかりこの方針守ってくれということを求める時代になりました。

そこで、10ページで、公共調達、補助金事業を含む公契約というところで、この方には、公共調達における企業等における人権尊重の推進とか、補助金事業、県が出してる、補助金を出してる取り組みの事業などにもしっかりこの人権尊重の取り組みを審査基準に入れることを検討という風にあります。

山口県において、公共事業であつたりとか、発注する大きな事業、そういうところがこういう人権問題をやらかすとね、「なんであんなとこ頼んどったんだ」という風に問題になりますし、フジテレビの問題とかジャニーズの問題でも、企業スポンサー引き上げると、そういう人権を疑わしい事案があった場合は、っていう流れになってます。僕はそうあるべきだと思ってます。公共事業を請け負うような、随時ずっとやるような団体、補助金出してる団体等でもこういう問題が起きないようにしっかり取り組んでもらうってことは非常に重要ですから。

この、県が今、これからですね、今取り組んでることも含めて、ビジネスと人権で、こういう公共事業を頼む企業に対して、取組とか方向性とかあれば聞かせていただきたいってのが1点です。

で、もう1点が情プラ法、先ほど資料4ページにありましたけども、情報流通プラットフォーム対処法。権利侵害の被害者が消してほしいとプラットフォームに相談した時に、情プラ法に基づく申請から1週間以内に、プラットフ

オーマーは返事すると、消します、消せませんとかね、取り組みが進んでいます。

今、インターネット上の誹謗中傷や議員に対する誹謗中傷もそう含めてですよ、様々なやっぱ権利侵害がたくさん起きてます、個人レベルでも。

で、どう消していいかがわからんとか、この法律できたけど、ほとんどの市民はこんな知らないんですよ。

だから、県もこのインターネット上の人権侵害の被害者支援っていうところでの対応っていうのは、やっぱ強化する必要があると思っております。

同和問題に関しても、同和地区が、県内の同和地区が摘示をされたりとか、様々な個人情報ばらまかれたり、様々な被害が起きてますし、いじめや様々な差別のところで、かなりこのネット上の被害者って苦労してるんですよ。

例えば他県でやってる、茨城県か群馬県、群馬県でしたね、弁護士費用の一部負担とかね、弁護士会と協力して無料相談所を月何回か設けるとか、そういう、県民が個人で今全部裁判をするにやっぱお金かかりますし、大変なので、そういう被害者支援や、一緒にサポートをするとか、伴走とか。

そのインターネット上の人権侵害に関する県民の被害への支援、相談窓口の充実等の取り組みをしていただきたいと、取り組んでることがあれば教えていただきたいという風に思います。

以上、2点です。

議長 はい、ありがとうございました。

まず最初に、ビジネスと人権ということで、公共事業等についてのご質問がありました、何かご回答があれば。

人権対策 まず、ビジネスと人権に関してございます。

室次長 山口県におきましては、県の政策課題に寄与する取り組みを行っている県内事業者さんに、入札等への参加機会を拡大する政策入札制度っていうものを取り入れております。

その中で、例えば、山口女性の活躍推進事業者の登録でありますとか、あいサポート企業の団体の認定など、様々な人権に関わる課題も項目に設定しているところでございます。

その他、入札制度の対応についてなんです、国のビジネスと人権に関する行動計画改訂版におきましては、「企業の人権尊重の取組の十分性については、定量的判断に馴染まないことから、どのように客観的に評価できるかという実務上の困難を伴うほか、ビジネスと人権の取組が大企業で先行する中、人権尊重に関する事項を公共調達に参加要件に盛り込むことで、中小企業が公共調達から排除されうることにに対する懸念もある」という課題も示されているところでございます。

県といたしましては、中小企業の割合が高い本県におきまして、こうした課題には特に配慮する必要があると考えているところでございますので、例えば参加要件に盛り込むとかいう対応につきましては、ちょっと国の検討状況も注

視しながら、慎重に検討してまいりたいと考えております。

議長 ありがとうございます。川口委員、何か、今の点について。

川口委員 東京都が、昨年度、この東京都としての、このガイドラインを、ビジネスと人権のを、策定しております。

で、公共事業も金額がピンキリやと思うんですよ。大規模な事業、ほとんど大手が、県外の人が取ってくるわけだし、例えば、その事業予算が何千万以上やったら、この要件をつけるとか、入札でも。本当に中小企業の細かい取引の場合だったらまあ免除するとか。

何か、例えば、全くしないのではなくて、おっしゃるように、中小企業さんがね、人権方針持っていないとか、こうなるとね、入札参加できないってのは問題ってのはわかりますけども。

何かもうちょっと基準を検討して、大規模事業の場合はするとかで、福岡県さんとか、鳥取市さんとか、三重県さんは、人権研修の参加履行を加点にしてるところもあります。

すでに人権研修の参加、県が指定した人権研修の場、市町村がやってる公的なセミナーを、これは指定しますと、参加してれば加点するという仕組みもありますので。

私も、そういった研修会、こういった時に、作業着を着た若い人たちがたくさん来て、「社長から行ってこいって言われました」と言って、「ああ、そうなんだ」、いい機会なんですよ。中小企業、まさに零細、小さな企業が来てくれて勉強してくれたってのはありましたから。

例えばそういうことも、入札だけではなくてね、加点の問題だったりとか、色々先行事例をちょっと学んで、全くしないという方針じゃなくて、中小企業さん、山口の地場にあったやり方でも人権が広まっていくような取組っていうのを、ぜひ継続してねえ、検討していただきたいというお願いをしたいという風に思います。

議長 ありがとうございます。ただいまの川口委員さんのご意見について、何か事務局から補足等あればお願いします。

人権対策 各担当課の方とも話をしながらですね、国の取組状況や他県の状況について
室次長 も情報収集しながら研究してまいりたいと思います。

議長 引き続きよろしくお願いいたします。私もよく知りませんでしたけど、大変勉強になりました。

次に、ご指摘いただきました情報流通プラットフォーム対処法について、何かご説明等あれば事務局の方からお願いしたいと思います。

人権対策 ネット上の人権侵害に対する県の対応状況ということでございますけれども、まず、先ほどもありました手続きの方法の周知とかにつきましては、県のホームページの方でもご案内をさせていただいてますし、国の方、法務局の方とも連携しながらですね、周知には努めているところではございますが、またご意見を踏まえ、効果的な周知方法について、また検討してまいりたいと思います。

また、各市町の方でモニタリングとかもされておりまして、こちらに関する県内の情報交換とかを県の方で持たしていただいて、情報共有を図ったりですとか、あるいは担当者の資質向上のための研修会等も開かしてもらっております。

また、広域的な事案に関しましては、市町と一緒に削除要請とかも取り組ませていただいているところでございます。

議長 はい、ありがとうございます。川口委員の方で何か、よろしいですか。

はい、大変貴重な意見をたくさんいただきました。

ぜひともご意見を参考にさせていただいて、今後の検討いただきたいという風に。

それでは、最後になりますけど、本当にあの何か、その他何かご意見ありませんか。

よろしいでしょうか。

船崎委員 はい。

議長 じゃあ。

船崎委員 ありがとうございます。今日はご説明ありがとうございました。

本当に、県民の人、一人ひとりがこの人権について考える場をたくさん持って、なおかつ、教育庁と連携をしながらこのいろんな活動を広げていく、その重要さ、またひしひしと感じました。

特に、ここ教育庁さん、作られた分ですけども、こちらの中で、親の気持ちと、子供が一緒になって話し合う場が必要だなと思うので、学校で学んできたことを親子で話せる場、あるいは親がセミナーに行って話を聞いてきたこと、子供と話せる、家庭で話せる、あるいはお友達と一緒に話せるような、そういう場が意識を変えていくのではないかなという風に強く思いました。

特に、コミュニティ・スクールのことなど特に記載してありましたが、企業と連携したり、そのコミュニティ・スクールを核にして、学校、家庭、そして地域住民、私たちNPOもやっていますので、NPOもそういうところで、お手伝いしながら共同連携でやっていくっていう重要性が非常に素晴らしく書かれているなというふうに実感いたしました。

ここにいるメンバーがまた情報発信者となって伝えていくことの重要性もご

ございますので、そういう部分も含めて、今日は素晴らしい時間をいただきました。

ありがとうございました。お世話になりました。

議 長 教育庁の方で、何か今のご意見、コメント等あればお願いしたいと思いますが。

人権教育 はい、ありがとうございました。大変力強い応援をいただいたと思っております。
課 長

今ございましたように、家庭に帰って、その保護者とも連携しながらですね、家庭に帰ってもその学校で取り組んだことが継続されて、そしてさらに、その地域に発信していくことによって、あるいは地域の様々な力を借りることによって、ますます学校教育、人権教育が充実できるように取り組んでまいりたいと思います。

どうもありがとうございました。

議 長 はい、ありがとうございました。

それでは、そろそろ予定の時間がまいりました。

拙い進行で、右往左往して、皆様にご迷惑をおかけしましたが、大変貴重なご意見をたくさんいただきましたので、また事務局の方でもそれを参考に進めていただきたいという風に思っています。

本日は、議事進行にご協力をいただきまして、誠にありがとうございます。

それでは、事務局の方にお返ししたいと思います。

事 務 局 ありがとうございます。

それでは、閉会にあたりまして、環境生活部長の山本から一言お礼を申し上げます。

環境生活 はい、それでは、閉会にあたりまして、一言お礼を申し上げます。
部 長

高田会長さんにおかれましては、円滑な議事進行いただきまして、誠にありがとうございます。

また、委員の皆様方には、大変ご熱心、ご審議をいただきましたこと、厚く御礼を申し上げます。

様々貴重なご意見、ご提言をいただきまして、特に人権啓発に対する YouTube の活用でありますとか高校生の巻き込みなど、特に若い世代に訴求力の高い情報発信、こうしたあり方について大変貴重なご指導いただいたという風に思っております。

こうしたことも踏まえまして、山口県人権推進に基づいた人権行政の推進により一層努めてまいりたいというふうに考えておりますので、委員の皆様方には引き続きのご支援、ご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

本日は誠にありがとうございました。

事務局 以上をもちまして第20回山口県人権施策推進審議会を閉会いたします。
皆様、大変お疲れ様でした。